## 第２節　減量化の目標

### １　一般廃棄物

#### (1)　数値目標

一般廃棄物の減量化目標については、国が示した目標を参考に、市町から提出された将来数値等を考慮し、平成 22 年度（目標年）において次のとおり設定する。

主目標　　最終処分量を平成 9 年度の概ね半分に削減する。

（現状（平成 10 年度）に対して 42 %削減）

副目標

ア　排出量を現状（平成 10 年度）に対して 4 %削減する。

イ　再生利用率を現状（平成 10 年度）に対して 13 ポイント向上させる。

ウ　焼却量を現状（平成 10 年度）に対して 3 %削減する。

また、中間目標年（平成 17 年度）においては、現状（平成 10 年度）に対して、排出量で３%削減、リサイクル率で 9 ポイント向上、最終処分量で 25 %削減を図ることとしている。

図 4-3　一般廃棄物の予測量と目標量

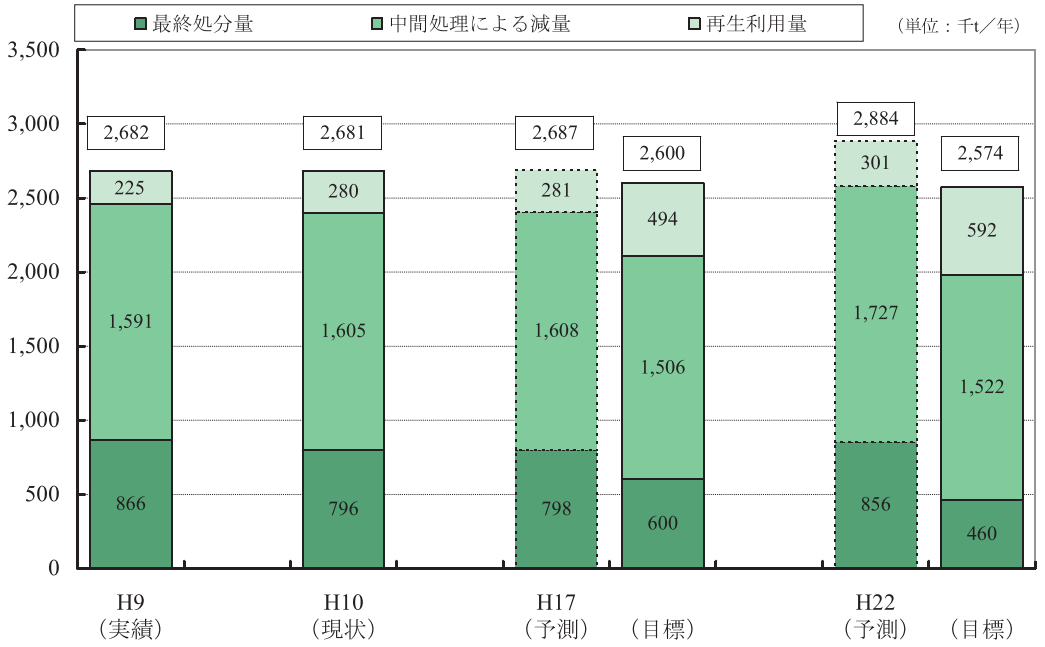

## 表 4-1　一般廃棄物の減量化の目標値（兵庫県）

（単位千t/年）

| | 平成9年度（実績） | | 平成10年度(現状) | | | 平成17年度（中間目標） | | | 平成22年度(目標) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 排出量 | 2,682 | | 2,681 | | (100) | 2,600 | | (97) | 2,574 | | (96) |
| 再生利用量 | 225 | (8%) | 280 | (10%) | (100) | 494 | (19%) | (176) | 592 | (23%) | (211) |
| （中間処理による減量） | 1,591 | (59%) | 1,605 | (60%) | (100) | 1,506 | (58%) | (94) | 1,522 | (59%) | (95) |
| 最終処分量 | 866 | (32%) | 796 | (30%) | (100) | 600 | (23%) | (75) | 460 | (18%) | (58) |
| （焼　却　量） | 2,002 | | 2,037 | | (100) | 2,037 | | (100) | 1,966 | | (97) |
| (1人1日当たり排出量) | 1,343 | | 1,336 | | (100) | 1,250 | | (94) | 1,228 | | (92) |

注）（ ）内は平成 10 年度に対する割合を示している。

（参考）国の基本方針では、下表の数値目標が示されている。

### 一般廃棄物の減量化の目標値（国）

（単位100万t/年）

| | 平成9年度（現状） | | 平成10年度(実績) | | | 平成17年度（中間目標） | | | 平成22年度(目標) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 排出量 | 53 | | 54 | | (100) | 51 | | (94) | 49 | | (91) |
| 再生利用量 | 5.9 | (11%) | 6.5 | (12%) | (100) | 10 | (20%) | (154) | 12 | (24%) | (185) |
| 中間処理による減量 | 35 | (66%) | 36 | (67%) | (100) | 34 | (67%) | (94) | 31 | (63%) | (86) |
| 最終処分量 | 12 | (23%) | 11 | (21%) | (100) | 7.7 | (15%) | (70) | 6.4 | (13%) | (58) |
| （参考）焼却量 | 40 | (H8) | 41 | | (100) | 37 | | (90) | 34 | | (83) |

注）焼却量は平成 11 年 9 月のダイオキシン対策推進基本方針で出されたもの。

注）後段の括弧書きの数値は、平成 10 年度を 100 とした時の比率。

### (2)　施策目標

ア　家電リサイクル法の施行による排出量の削減

家電リサイクル法が平成 13 年 4 月から施行され、従来市町で処理されていた家電 4 品目（冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコン）がメーカールートで回収、処理・再商品化されており、市町の排出量の削減に結びついている。県においては、法施行と併せて廃家電製品の回収のため、販売店での引取りを軸とした兵庫方式を導入しており、今後とも円滑な法施行を図っていく。

イ　食品リサイクル法の施行による事業系一般廃棄物対策

食品リサイクル法では飲食店での調理くずや食べ残し、スーパー等での売れ残り等の事業系一般廃棄物を対象にしており、この中で発生量の 60 %を占める年間 100t 以上の排出事業者に 20 %の排出削減を求めるものとなっている。県においても、焼却に依存している食品系廃棄物について減量、リサイクルを促進していく。

ウ　容器包装リサイクル法の全面施行

容器包装リサイクル法では、従来焼却や埋め立てられていた容器包装廃棄物を事業者の責任において再商品化することとされており、リサイクルの向上に寄与するものである。容器包装廃棄物は一般廃棄物の中で容量で 40 %、重量で 25 %を占めるといわれており、市町段階で取組が遅れている、その他紙、その他プラスチックの容器包装廃棄物も分別収集することにより、リサイクル率の向上に結びつけていくことが可能である。そのため、一部の市町での実施にとどまっている、その他紙、その他プラスチックの分別収集について、全市町での取組を目指す。

エ　焼却残さ物の溶融化

現在、焼却残さの 2 %弱しかリサイクルされていない状況（平成 10 年度）にあるが、今後新設される焼却施設には灰溶融施設の設置が義務づけられることから、溶融スラグを路盤材等に再利用することによりリサイクル率を向上させ、最終処分量の削減を目指す。

オ　リサイクル関連施設の整備

市町においては、容器包装リサイクル法による分別収集等の役割を担うことから、分別収集の強化や収集・処理体制の整備とともにリサイクル関連施設の整備が必要である。

また、適正なごみ処理手数料の設定や指定袋制の実施、集団回収やコンポスター等への助成等、住民や関係者との協議を踏まえて、減量、リサイクルのための各種施策の積極的な実施に努める。

## 2　産業廃棄物

### (1)　数値目標

産業廃棄物の減量化目標については国が示した目標を参考に、平成 22 年度（目標年）において、次のとおり設定する。

主目標　　最終処分量を平成 9 年度の概ね半分に削減する。
（現状（平成 10 年度）に対して 41.5 %削減）

**副目標**

ア　排出量の増加を現状（平成 10 年度）の 3 %以内に抑制する。

イ　再生利用量を現状（平成 10 年度）に対して 12 %増加させる。

また、中間目標年（平成 17 年度）においては、現状（平成 10 年度）に対して排出量で 5 %以内の増加に抑制し、再生利用量で 11 %増加を図り、最終処分量で 24 %削減を図ることとしている。

図 4-4　産業廃棄物の目標量

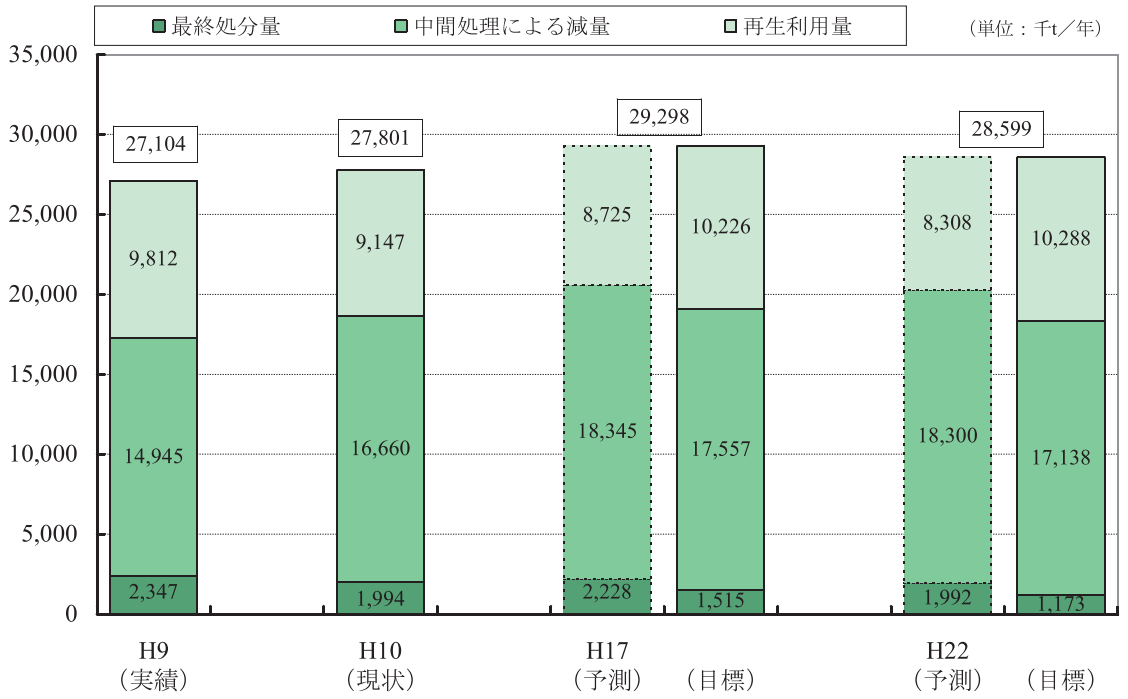

## 表 4-2　産業廃棄物の減量化の目標値（兵庫県）

（単位千t/年）

| | 平成9年度（実績） | 平成10年度（現状） | | 平成17年度（中間目標） | | 平成22年度（目標） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 排出量 | 27,104 | 27,801 | (100) | 29,298 | (105) | 28,599 | (103) |
| 再生利用量 | 9,812 (36%) | 9147 (33%) | (100) | 10226 (35%) | (111) | 10,288 (36%) | (112) |
| （中間処理による減量） | 14,945 (55%) | 16,660 (60%) | (100) | 17,557 (60%) | (106) | 17,138 (60%) | (108) |
| 最終処分量 | 2,347 (8.7%) | 1994 (7.2%) | (100) | 1515 (5.2%) | (76) | 1,173 (4.1%) | (59) |

注）後段の（ ）内は平成 10 年度に対する割合を示している。

（参考）国の基本方針では、下表の数値目標が示されている。

### 産業廃棄物の減量化の目標値（国）

（単位100万t/年）

| | 平成9年度（現状） | | 平成10年度（実績） | | | 平成17年度（中間目標） | | | 平成22年度（目標） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 排出量 | 410 | | 408 | | (100) | 439 | | (105) | 458 | | (112) |
| 再生利用量 | 168 | (41%) | 172 | (42%) | (100) | 205 | (47%) | (119) | 217 | (47%) | (126) |
| 中間処理による減量 | 175 | (43%) | 179 | (44%) | (100) | 197 | (45%) | (110) | 211 | (46%) | (118) |
| 最終処分量 | 66 | (16%) | 58 | (14%) | (100) | 36 | (8%) | (62) | 30 | (7%) | (52) |

注）後段の（ ）内は平成 10 年度に対する割合を示している。

### (2)　施策目標

ア　特定建設資材の再資源化の促進

建設リサイクル法に基づき、建設工事に伴うコンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成 22 年度の再資源化率をそれぞれ 99 %、95 %、99 %とする。

イ　その他のリサイクル関連法等によるリサイクルの促進

食のゼロエミッション*、家畜ふん尿のリサイクル、森のゼロエミッションの推進を図るとともに、食品リサイクル法に基づき、食品製造業から排出される動植物性残さのリサイクルを促進する。また、資源有効利用促進法に基づき、使用済製品のリユース・リサイクル等を促進する。

ウ　事業者による自主削減努力の実施

ISO14001*の認証取得等、排出事業者による自主削減努力を促進する。